

要 請 書

「地方行財政・社会保障と税・環太平洋連携協定
・エネルギー政策と原子力発電所に関する決議」

平成24年11月

北海道市長会

地方行財政・社会保障と税・環太平洋連携協定 ・エネルギー政策と原子力発電所に関する決議

北海道の多くの自治体は税収基盤が脆弱なうえに、長引く景気低迷や雇用の悪化などの厳しい社会経済状況のもとで、職員の削減等、徹底した行財政改革に取り組む一方、急速に進む高齢化社会に対応した福祉・医療サービスの充実や地域経済の振興など、地域住民の安心と安全を確保するため、懸命の努力をしているところであります。

こうしたなか、北海道内の各都市が将来に向けて安定的に発展していくためには、地域の自主性及び自立性を高めるための改革、地方税財源の充実・確保、社会保障と税の一体改革などについて、国において、その方向性を明確にした上で、着実に推進することが肝要であります。

また、環太平洋連携協定（ＴＰＰ）の参加問題については、賛否様々な意見が出されているところですが、北海道においては地域の将来の帰趨を左右するともいえる極めて重大な問題であり、持続可能な力強い農業を確立するための実効性のある対策を明らかにした上で、広く国民的議論を尽くすことが必要であります。

さらに、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故への対応については、一刻の猶予も許されないものであり、早期収束に向けた取り組みを一層強化するとともに、中・長期的なエネルギー政策のあり方について、必要な対策を講じることが重要であります。

また、函館市や北斗市をはじめとする北海道内の自治体等への十分な説明もなく再開された、大間原子力発電所の建設工事は中止すること。

このことから、北海道市長会として、次の事項について決議し、その対応に万全を期するよう、強く要請するものであります。

記

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進について

- (1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進に向けた、国と地方の役割分担の明確化、基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの廃止・縮小及び条例制定権の拡大については、分権型社会の実現に向け、第3次一括法の早期成立を図るとともに、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、一層の権限移譲や義務付け・枠付けの更なる見直しを図ること。
- (2) 国の出先機関改革については、東日本大震災などをはじめとした最近の大規模災害等において、出先機関と市町村が一体となって迅速な復旧が行われたことなどを踏まえ、その検討にあたっては、人命と地域の安全・安心を守るという観点に立って、「国と地方の協議の場」や、地方自治体、なかでも住民に最も身近な基礎自治体である市町村との間で十分な協議を行うこと。
- (3) 行政刷新会議での仕分け作業の対象とされた地方行財政制度上の重要な課題や事業については、地方の行財政運営や都市施設整備などに大きな影響を及ぼすことから、国と地方の協議の場等において協議すること。
- (4) 国と地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリー・バランス）が国の財政健全化の目標とされているが、これまで国を上回る行財政改革に努めてきた地方の実態を踏まえ、国は自らの行財政改革を真摯に実行し、プライマリー・バランス論を根拠として地方の財政負担を増大させることのないようにすること。

2 地方税財源の充実・確保等について

(1) 地方税の充実強化について

- ① 地方が真に自主的、自立的な行財政運営を行うためには、事務量に見合う税源配分が必要であるため、国から地方へ税源移譲することにより、地方税の充実・強化を図り、国・地方間の税源配分を当面5：5とすること。

(2) 地方交付税について

- ① 平成24年8月に閣議決定された「中期財政フレーム（平成25年度～平成27年度）」において、地方の一般財源の総額については、平成24年度の水準を下回らないこととなっておりますが、財源調整と財源保障の機能を持つ地方交付税の確保が何より重要であります。

したがって、平成25年度予算に向けては、地方の財政需要を適切に積み上げるとともに、地方税などの収入を的確に見込み、必要な地方交付税総額の確保を図ること。

その際、常態化している地方財源不足の解消は法定率の引き上げにより対応すること。

- ② 地方自治体においては、これまで給与の独自削減や人員削減を行うなど、厳しい行財政運営に取り組んできたことを踏まえ、国家公務員の給与の削減措置について、地方財政計画や地方交付税の算定には決して反映させないこと。
- ③ 福祉、医療、子育て等の社会保障、教育・安全などの経常的行政サービスの増大や、道路、橋梁、学校等の改修費用の増大など真に必要な財政需要を的確に地方財政計画に盛り込み、地方自治体の避けられない財政需要の増嵩を適切に地方交付税の需要額に反映させること。
- ④ 地方交付税は、国から恩恵的に与えられるものでなく、地方自治体の固有・共有の財源であることを明確にするため、国の特別会計に直接繰り入れる方式等の導入について検討すること。

(3) 国庫補助負担金改革について

① 国庫補助負担金については、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、真に国が義務的に負担すべき分野を除き、廃止し、財源移譲を進めること。その際、地方の自由度の拡大につながらない国庫補助負担率の引き下げは決して行わないこと。

② 市町村に対する地域自主戦略交付金については、年度間の変動や地域間の偏在が大きいという課題を踏まえ、必要とする事業の執行に支障が生じないように、その総額の確保や適正な配分方法とともに、地方交付税制度との整合性にも十分留意し、地方にとって自由度の高い制度とすること。

その際、先行する都道府県及び政令指定都市における運用状況等を踏まえ、市町村の意見を十分反映したものとすること。

3 社会保障と税の一体改革について

(1) 社会保障と税の一体改革については、地方自治体が社会保障の最前線において中心的な役割を果たしていることを踏まえ、具体的な制度の検討にあたっては、引き続き「国と地方の協議の場」等において真摯な協議を行い、地方の意見を的確に反映すること。

(2) 社会保障・税番号制度の構築にあたっては、この制度が地方自治体の実施している事務に極めて重大な影響を及ぼすことから、国と地方自治体が情報を共有し、十分な調整・協議を行うこと。

また、導入した場合、混乱が生じることのないよう、国民への周知を徹底するとともに、市町村への早期かつ十分な情報提供を行うこと。

4 環太平洋連携協定（TPP）について

- (1) TPPについては、北海道の基幹産業である農林水産業のみならず各産業分野、さらには、地域経済にも大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、正確な情報を把握し、我が国に与える影響を総合的に分析した上で、そのメリット・デメリット等を明らかにすること。
- (2) TPPが国内の農業に及ぼす影響を十分考慮し、食の安全・安定供給、食料自給率向上に向けた持続可能な農業を確立するため、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」などで示されている安定財源の確保など、実効性のある対策を明らかにし、その上で広く国民的議論を尽くすこと。
- (3) 関税が撤廃された場合、特に大きな影響を受ける、米や小麦、でん粉、てん菜、牛肉、乳製品などの重要品目を多く抱える北海道農業に対して、将来にわたって継続した営農ができ得る対策が示され、道民合意がなされない限り、交渉への参加を決して行わないこと。

5 エネルギー政策の確立と原子力発電所への対応について

- (1) 地球環境の保全と国民の安全・安心の確保や産業活動の発展を前提に、効率的・安定的な電力供給の確保等を図るため、中・長期的なエネルギー政策のあり方について国民的議論を尽くした上で必要な措置を講じること。
- (2) 国は東京電力とともに原子力発電所事故の早期収束を図り、住民の安全確保と不安解消に努めるとともに、国内外に対し放射線に関する正しい知識の啓発及び風評被害払拭に向けた積極的な広報を行うこと。

- (3) 大間原子力発電所については、建設予定地から北海道まで最短で23キロメートルしか離れておらず、活断層の存在も懸念されており、大きな危険性が指摘されている。また、国においては、現在、原子力規制委員会が新たな安全審査基準の検討を行っているところである。
- については、事故などが生じた場合、地域経済に壊滅的な打撃を与えるものであるにもかかわらず、函館市や北斗市をはじめとする北海道内の自治体等への十分な説明もなく、福島第一原子力発電所の事故原因の究明もなされていない中で再開された大間原子力発電所の建設工事は中止すること。
- (4) 原子力関係施設に対する地震・津波対策など安全審査基準の強化、地形・気象条件等を十分考慮した「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）」の拡大や新たな避難路の確保・避難先の選定方法などを考慮した防災指針の抜本的な見直しを行い、安全の徹底を図るとともに、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安の解消に努めること。
- (5) 大気、海水、農地、農水産物などに対するモニタリングを継続的に実施し、その安全性についての的確な情報を迅速に発信すること。

以上、決議する。

平成24年10月18日

北海道市長会